

大谷學報

第六十卷 第三号

昭和五十五年十一月三十日發行

柘枝仙媛伝承の原像	堅田 修	(1)
中鶴説における「絶対否定の中道」	小川 一乗	(14)
——月称における空性の問題——		
ゲー ^テ 研究 インド文学の受容と		
対象的詩作 (I)	友田 孝興	(28)
回向論序説	江上 浄信	(40)
ホラーティウス『叙情詩集』		
卷四第二歌の解釈 (II)	水野 有庸	(51)
春季公開講演会要旨		
古代バクトリア地域における クシヤン文化の研究について	加藤 九祚	(67)
了祥の『歎異抄』研究	細川 行信	(71)
〈書評〉		
大谷大学国史学会編 論集『日本人の生活と信仰』	佐々木令信	(75)
根井 浩淨		
〈新刊紹介〉		
概念學習の仮説検証モデル		
大谷 昭彦		
(1)	(84)	(83)

大 谷 大 学

大 谷 學 會

大谷学報 第六十卷 第一号

大谷学報 第六十卷 第二号

教育と教養 石原 鉄雄
—教育の基幹概念—

『宇治拾遺物語』と話主 片岡 了

『蓮宗宝鑑』管窺 安藤 智信
—契嵩とのかかわりをめぐつて—

苦惱の意味 池上 哲司

宗教的実践の課題 秦 治人
—大行の開く世界—

天台智顗における
大乗戒の組織と止観 福島 光哉
ホラーティウス『叙情詩集』
卷四第一歌の解釈（I） 水野 有庸
還元の問題 晓鳥 哲夫
「情操」という用語の起源と
定着過程についての考察 佐々木正昭
—明治期心理学史を中心に—

昭和五十四年度 特別研究員研究発表要旨

新刊紹介

昭和五十四年度 修士・卒業論文題目一覧
新刊紹介

本学女子学生の体育実技種目に対する嗜好性の変化 中桐 伸吾
—評定尺度法と一对比較法による比較から—

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
(BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES))

CONTENTS

Articles :

- A Prototype of the Tsuminoe Yamahime Tradition ... *Osamu Katata* (1)
- The Middle Way of Absolute Negation
in Mādhyamika Theory *Ichijō Ogawa* (14)
—Candrakīrti's View of Śūnyatā—
- Goethe und Indische Dichtung *Takaoki Tomoda* (28)
- Prolegomenon to the Doctrine
of Merit Transference (*Ekō*) *Jōshin Egami* (40)
- An Interpretation of Horace's *Odes* 4, 2 (II) *Aritsune Mizuno* (51)
- Hypothesis-testing Models
of Concept Identification *Akihiko Fujita* (1)

Miscellaneous

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY
OTANI UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

大谷学会規程

会務を統理する。

四月一日から施行する。

第一条 大谷大学に大谷学会を置く。

第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・

社会学・史学・文学、その他の學術

研究と發表をおこなうことを目的と

する。

第三条 本会は前条の目的を達成するた

め、左の事業をおこなう。

一、季刊「大谷学報」の發行

二、「大谷大学研究年報」の發行

三、研究会及び公開講演会の開催

四、その他必要な事業

第四条 1、本会は大谷大学大学院・文

学部並びに短期大学部のすべての教

育職員及び学生をもつて会員とする。

2、前項のほか、本会の趣旨に賛同

し、役員会において承認されたもの

は、会員となることができる。

第五条 本会に左の役員を置く。

一、会長

二、委員

第六条 会長には大谷大学学長が当り、

附則 1、この規程は昭和五十五年

第七条 1、委員は十名とし、教授会に

おいて互選する。

2、委員は企画・編集・出版等の会務

を掌理する。

3、委員の任期は二年とする。但し再

任をさまたげない。

第八条 会員は本会の出版物にその研究

を發表し、「大谷学報」並びに「大

谷大学研究年報」の配布を受け、本

会主催の会合に出席することができ

る。

第九条 会員の会費は年額金四千円とす

る。但し、学生会員は三千円とする。

第一〇条 1、本会の経費は会費をもつ

てこれに當てる。

2、本会の必要経費については、助成

金を受けることができる。

第一一条 本会の事務は、教務課の所管

とする。

一二条 この規程の改正には、教授会

の議を経なければならぬ。

第六条 1、この規程は昭和五十五年

委員 岩見 至 大屋 憲一

柏原 祐泉 高橋 憲昭

内藤 史朗 名畑 崇

広瀬 英一 細川 行信

箕浦 恵了 山本 唯一

大谷学会役員

2、昭和三十七年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廃止する。

昭和五十五年十一月三十日発行

大谷学会

編行者 兼訓 霸暉 雄

印刷者 西村七兵衛

発行所 大谷学会

京都市北区小山上総町

大谷大学内

郵便番号 〒六〇三番三三二一八三九一〇七五〇番三代目

振替京都一八三九三番三三二一八三九一〇七五〇番三代目